

NEWS LETTER

2010年12月号 (No.149)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
<http://www.ochiaikaikai.com/>

よく分かる！年末調整のしくみ！！

今年も年末調整のシーズンがやってきました。なぜ年末調整をするのか、今回はそこからお話していきたいと思います。

●年末調整はなぜするの？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。

①源泉所得税は仮払い

毎月の給与から天引きされる所得税額は、仮の金額にすぎません。1年間の給与が確定した時点で税額が確定するので、徴収済の税額との差額を年末に精算することになります。

つまり、年末調整はその手続きです。



②確定申告の代わり

所得がある個人は、基本的には確定申告をしなければいけません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をするため、給与をもらった人は確定申告をしなくてよいことになっているのです。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している人で、次のような人が対象となります。

- ①1年を通じて勤務している人
- ②年の途中で就職し、年末まで勤務している人（前職があるときは、その源泉徴収票を提出した人に限ります。）
- ③12月の給与をもらってから退職した人（注）給与の収入金額が2,000万円を超える人や、2ヶ所以上から給与をもらっていて「扶養控除等申告書」を提出していない人は対象となりません。

●還付金額が減る主な原因は？

①給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

税額表の見間違いや、古い税額表で計算していた場合があります。また、給与に比べて賞与の割合が多い場合にも不足する可能性があります。

②扶養親族の減少が年末に判明

奥様が働きはじめたり、お子さんが就職し独立したなどの事実を、年末までに会社に報告していなかった場合があります。

③保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・損害保険・国民年金などは、控除証明書がない場合は控除できません。（再発行には時間がかかるため、お早めに対処して下さい。）

●確定申告が必要となる人は？

- ①医療費控除を受ける人（最高200万円の控除が受けられます。）
- ②マイホーム購入による住宅ローン控除を初めて受ける人（申告には、金融機関から年末残高等証明書を取得する必要があります。）
- ③特定のバリアフリー改修工事によるローン控除を初めて受ける人（同上。）
- ④給与以外の所得がある人
- ⑤給与の収入が2,000万円を超える人
- ⑥2ヶ所以上から給与をもらっている人など

●平成23年から変わる事項（扶養控除）

平成22年度の税制改正により、平成23年分の給与の源泉徴収事務について次の改正が行われています。（この改正は平成23年1月1日以降支払うべき給与について適用されます。）

- ①年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の対象が年齢16歳以上扶養親族となりました。
- ②16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額は38万円となりました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。
- ③源泉徴収税額表において、控除の対象となる配偶者や扶養親族の人数の数の求め方が変更となりました。

■源泉徴収税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の求め方例

設例	改正前(H22/12月まで)	改正後(H23年1/1以降)
所得者+扶養親族(16歳未満)	1人	0人
所得者+扶養親族(16歳未満)+扶養親族(16歳以上)	2人	1人

(島村 あゆみ)

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を始めました。ホームページより登録ができます。